

一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画  
(平成24年度～平成33年度)

平成24年3月  
山 県 市



# 目 次

## 計画策定の背景と趣旨

第1節	計画策定の趣旨	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	2
第2節	計画の範囲	3
1.	計画対象区域	3
2.	計画の範囲	3
3.	計画の目標年度	4
4.	計画の構成	5
第3節	計画を取り巻く状況	6
1.	地域の概況	6
2.	関連計画	15

## 第一部 ごみ処理基本計画

### 第1章 ごみ処理の現状整理

第1節	ごみ処理の概要	19
1.	ごみ処理事業の沿革	19
2.	ごみ処理状況フロー	20
第2節	ごみ排出の状況及びごみの性状	21
1.	ごみ排出の状況	21
2.	ごみの性状	28
第3節	ごみの排出抑制・資源化の状況	30
1.	ごみの排出抑制に向けた取り組み状況	30
2.	資源化の取り組み状況	33
第4節	収集・運搬の状況	37
1.	収集・運搬体制	37

第5節	中間処理の状況	39
1.	中間処理体制	39
2.	中間処理の実績	40
第6節	最終処分の状況	42
1.	最終処分体制	42
2.	最終処分の実績	43
第7節	廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の状況	44
1.	温室効果ガス排出量の実績	44
第8節	ごみ処理経費	45
1.	ごみ処理経費	45
第9節	ごみ処理の評価	47
1.	一般廃棄物処理システムによる評価	47
第10節	課題の整理	50
1.	排出抑制	50
2.	資源化	50
3.	収集・運搬	50
4.	中間処理	50
5.	最終処分	51
6.	その他	51

## 第2章 将来予測

第1節	推計方法	53
1.	推計方法	53
第2節	将来予測	54
1.	人口の予測	54
2.	ごみ排出量の予測	55
3.	リサイクル率の予測	56
4.	最終処分量の予測	57

## 第3章 基本方針

第1節 基本方針	59
1. 基本理念	59
2. 基本方針	60
第2節 達成目標	61
1. ごみ排出量の削減目標	61
2. リサイクル率の目標	62
3. 最終処分量の目標	63
4. 目標年次のごみ処理状況フロー	64

## 第4章 基本計画

第1節 ごみ処理の主体	65
1. ごみ処理の主体	65
第2節 循環型社会の概念	66
1. 循環型社会の概念	66
2. 排出抑制・資源化に向けた方策の概念	67
第3節 基本計画	69
1. 排出抑制・再資源化計画	69
2. 資源化の方策	74
第4節 収集・運搬計画	76
1. 収集・運搬	76
2. 収集区域	77
3. 分別形態	77
4. 収集・運搬体制	77
第5節 中間処理計画	78
1. 中間処理方法	78
第6節 最終処分計画	79
1. 最終処分方法	79
第7節 その他の計画	80
1. 不法投棄等対策	80
2. 大災害時の対策	80

## 第二部 生活排水処理基本計画

### 第1章 生活排水処理の現状整理

第1節 生活排水処理の概要	81
1. 生活排水処理フロー	81
2. 生活排水関係施設の概要	82
第2節 生活排水処理の状況	84
1. 生活排水処理形態別人口	84
2. し尿・浄化槽汚泥の排出状況	86
3. 一人一日あたりし尿・浄化槽汚泥の排出状況	87
第3節 収集・運搬の状況	88
1. 収集・運搬体制	88
第4節 中間処理の状況	88
1. 中間処理体制	88
第5節 最終処分の状況	89
1. 最終処分体制	89
2. 最終処分の実績	90
第6節 生活排水処理経費	91
1. 生活排水処理経費	91
第7節 課題の整理	93
1. 下水道整備	93
2. 浄化槽	93
3. 収集・運搬	93

### 第2章 将来予測

第1節 推計方法	95
1. 推計方法	95
第2節 将来予測	96
1. 人口の予測	96
2. 生活排水処理形態別人口の予測	97
3. し尿・浄化槽汚泥量の予測	99

## 第3章 基本方針

第1節 基本方針	101
1. 基本理念	101
2. 基本方針	102
第2節 達成目標	103
1. 生活排水処理の目標	103

## 第4章 基本計画

第1節 生活排水処理の主体	105
1. 生活排水処理の主体	105
第2節 基本計画	106
1. 生活排水処理区域	106
2. 施設整備計画の概要	106
第3節 収集・運搬計画	106
1. 収集区域	106
2. 収集・運搬方法	106
第4節 中間処理計画	106
1. 中間処理方法	106
第5節 最終処分計画	107
1. 最終処分方法	107
第6節 その他の計画	107
1. 市民に対する広報・啓発活動	107
2. 地域に関する諸計画との連携	107

# 資料編

## 1. アンケート調査結果

1-1. 調査概要	109
1. 調査目的	109
2. 調査方法	109
3. 配布・回収状況	109
4. 報告書の見方	109
1-2. 調査結果	110
1. 調査結果	110
1-3. 総括	120
1. 総括	120

## 2. 将来推計

2-1. 行政区域内人口の予測	121
1. コーホート要因法による推計方法	121
2. コーホート要因法による人口推計結果	122
2-2. ごみ排出量の実績及び予測	123
1. トレンド推計法による推計方法	123
2. ごみ排出量の実績及び予測（現状推移ケース）	125
3. ごみ排出量の実績及び予測（目標達成ケース）	127
2-3. ごみ量の予測	129
1. 家庭系ごみの予測	129
2. 事業系ごみの予測	145
3. その他ごみの予測	157
2-4. 生活排水処理人口の将来予測	163
1. 生活排水処理人口の将来予測	163
2. 生活排水処理世帯の将来予測	164
2-5. し尿・浄化槽汚泥量の将来予測	164
1. し尿・浄化槽汚泥量の将来予測	164



### 3. パブリックコメント

3-1. パブリックコメント概要	165
1. パブリックコメント概要	165

### 4. 山県市廃棄物減量等推進審議会

4-1. 山県市廃棄物減量等推進審議会	166
1. 開催経緯	166
2. 山県市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	166



## 計画策定の背景と趣旨

---



# 計画策定の背景と趣旨

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定により、市町村は区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

この法的根拠の上に立った一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という）は、長期的・総合的な視点に立って、計画的な一般廃棄物処理やリサイクルの推進を図るための基本方針となるものであり、一般廃棄物の排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理の推進のために必要な基本的事項を定めるものです。

国においては、環境基本法や循環型社会形成基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の各種廃棄物関係法令の整備が進められています。

本市においても、平成16年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、一般廃棄物の減量化・資源化及び適正な処理に努めてきました。

また、生活排水処理については、水質の維持改善と自然環境の保全・再生を目的として、市北部においては合併処理浄化槽、市南部においては公共下水道の整備普及を推進してきました。

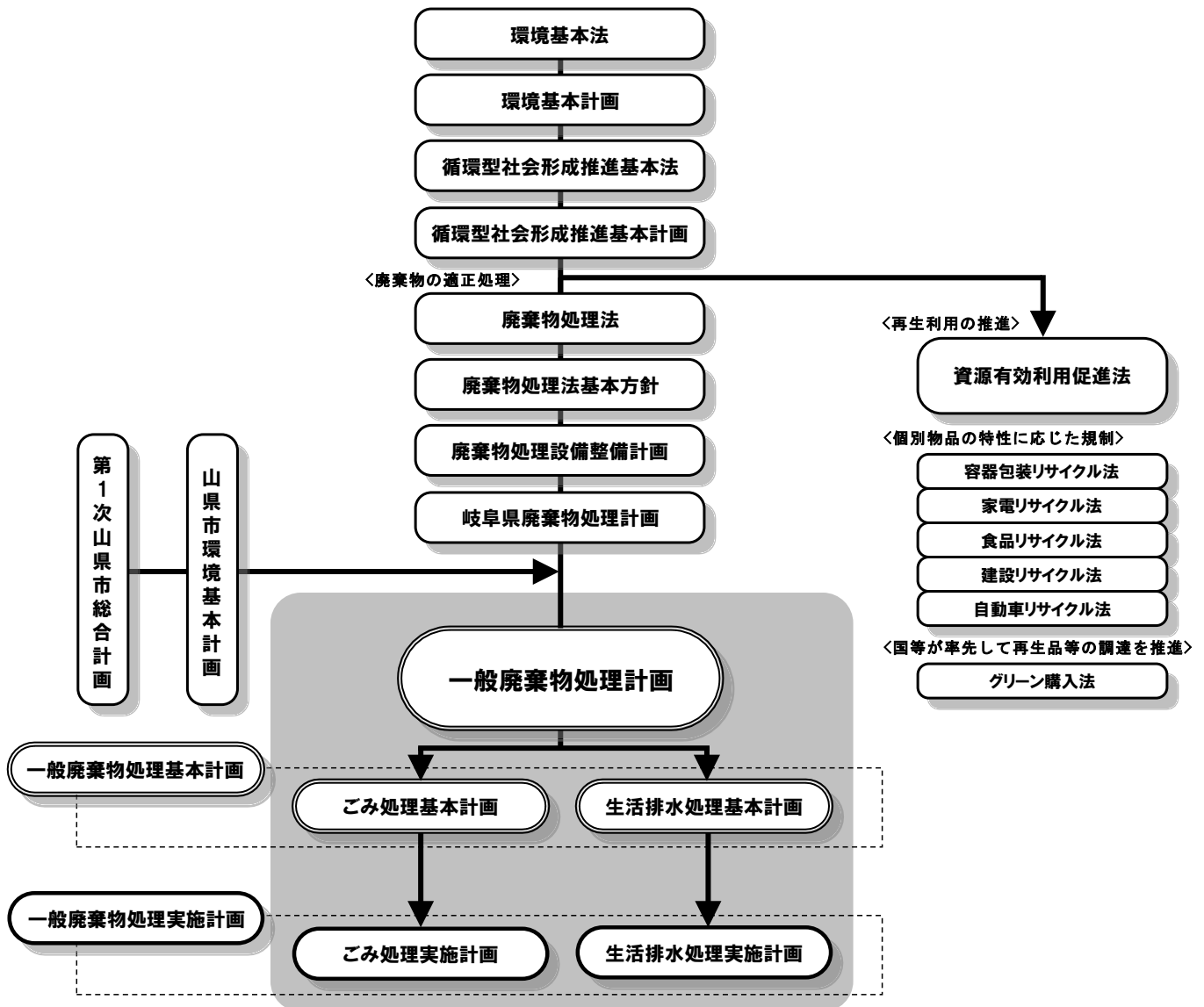
しかしこの間にも社会情勢は変化し、それに伴ってごみ処理行政の在り方も変容しています。平成20年3月には、国の第二次循環型社会形成推進基本計画が策定され、国の数値目標が新たに示され、本市においては平成22年4月から一般廃棄物処理施設「山口市クリーンセンター」が稼働開始となり、ごみ処理行政やそれを取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

こうしたことから、最近のごみ排出量の動向等を踏まえ、現状に即した計画に見直すこととし、循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物の発生・排出の抑制やリサイクルの促進及び適正な処理を計画的に推進することを目的として、本計画を策定します。

## 2. 計画の位置付け

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理に関する計画を定めることとされています。本計画は、この法的根拠に基づき策定するものであり、市町村における一般廃棄物処理に関する長期的視点に立った基本方針を明確にし、かつ上位計画である山県市総合計画で掲げられている、ごみ処理行政分野における計画事項を具体化させるための計画となります。

■ 図 0-1 計画の位置付け



## 第2節 計画の範囲

### 1. 計画対象区域

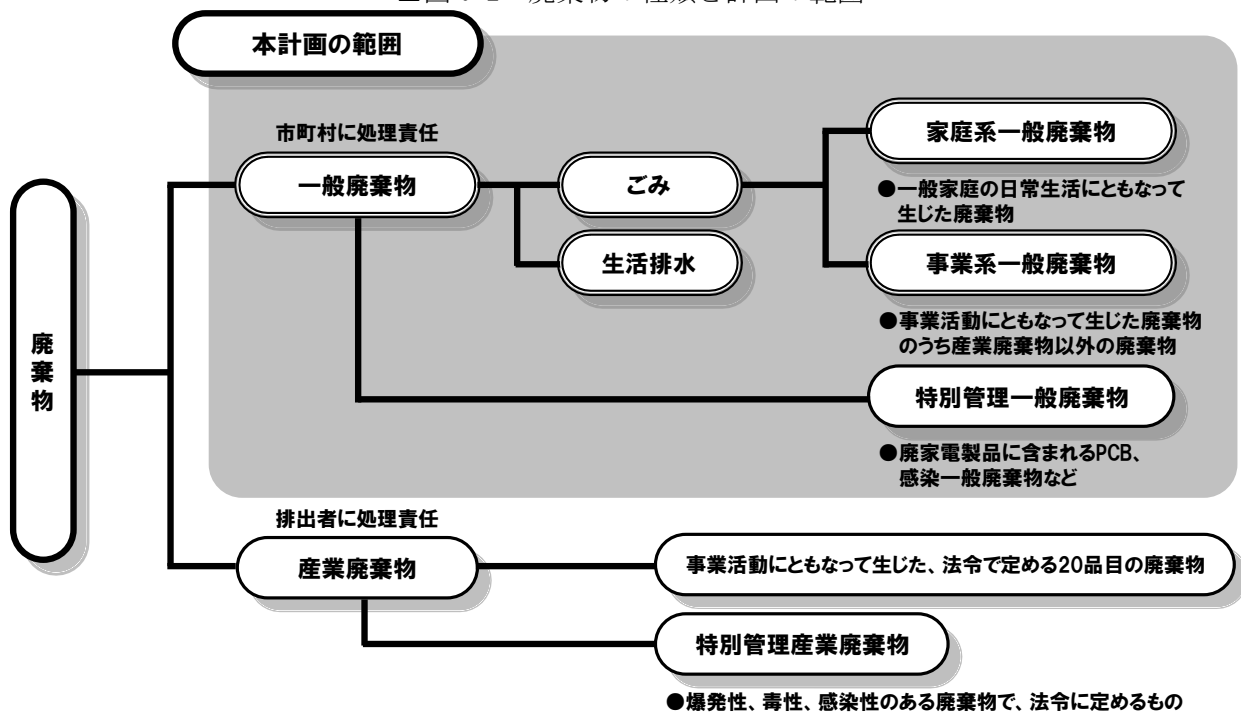
計画対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

### 2. 計画の範囲

本計画の範囲は、本市全域から発生する一般廃棄物とします。また、対象となる一般廃棄物（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び生活排水）について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記するものとします。

廃棄物の種類と本計画の範囲を以下に示します。

■ 図 0-2 廃棄物の種類と計画の範囲



※特別管理一般廃棄物は、本市では直接収集・運搬処分をしておらず、許可処理業者において処理処分しています。

#### コラム① 一般廃棄物と産業廃棄物の違い

産業廃棄物とは、あらゆる産業活動に伴って発生する廃棄物のことで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められたもののことを言います。業種に関係なく産業廃棄物に該当されるものと、業種により産業廃棄物に該当するものに区分されます。これに対して一般廃棄物とは、主に家庭やオフィスなどから出るごみで、産業廃棄物以外のものを言います。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のある廃棄物で、法令等に定められる、特別な管理を要する廃棄物は特別管理産業廃棄物と言います。一般廃棄物のうち、廃家電製品に含まれるPCB、感染一般廃棄物など、特別な管理を要する廃棄物は特別管理一般廃棄物と言います。



### 3. 計画の目標年度

一般廃棄物（ごみ）処理計画策定指針（平成 20 年 6 月・環境省）において、一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度は、おおむね 10 年から 15 年と設定されています。したがって、本計画の計画期間を 10 年とし、目標年度は平成 33 年度とします。

また、本計画はおおむね 5 年ごとに見直すことを基本として、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直しを行います。

■ 図 0-3 計画期間と目標年度

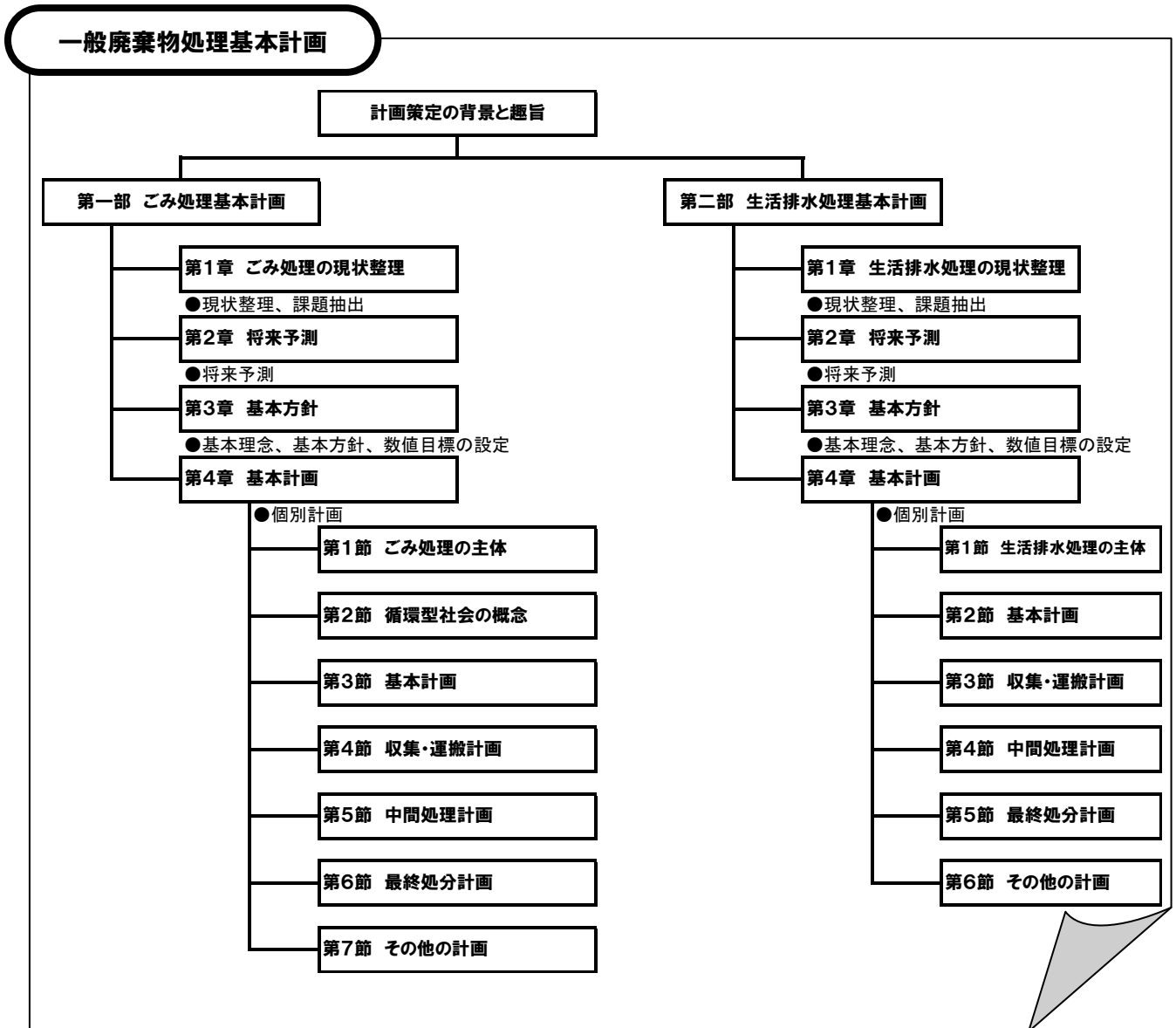
年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
内容・計画期間	◆ 計画策定	計画期間									
						◆ 中間目標年度					



### 4. 計画の構成

本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画とで構成されています。本項では、一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）における基本的な事項を示し、以降、第一部をごみ処理基本計画、第二部を生活排水処理基本計画としています。

■ 図 0-4 計画の構成



### 第3節 計画を取り巻く状況

#### 1. 地域の概況

##### (1) 位置・地勢

本市は岐阜県の西寄りに位置し、岐阜市の北側に隣接する位置にあります。

地勢は北に高く、南に低くなっており、市北部では山地丘陵部が多く、北端の日永岳（1,216m）を最高峰として枝状の山地が広がり、市南部では200m級の連峰によって囲まれた盆地状の地形が形成されています。また、山間を沿って流れる長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いには耕地が分布しています。

平成15年に高富町、伊自良村及び美山町との3町村の合併により、南北方向約25km、東西方向約14kmの範囲に広がり、約22,204haの面積を有しています。

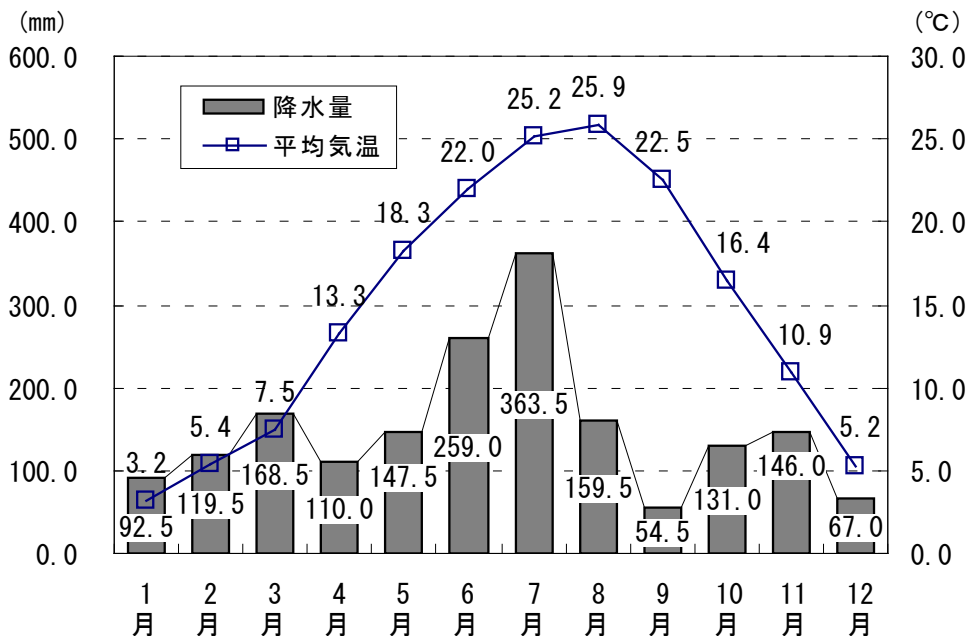
■ 図 0-5 位置図



(2) 気象

平成 21 年における平均気温は 14.7℃であり、年間降水量は 1,818.5mm です。

■ 図 0-5 気象概要 (平成 21 年度)



■ 表 0-1 気象概要 (平成 21 年度)

月／区分	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	風向・風速	
			平均風速 (m/s)	最多風向
1 月	3.2	92.5	1.5	西北西
2 月	5.4	119.5	2.0	西北西
3 月	7.5	168.5	2.4	西北西
4 月	13.3	110.0	2.3	西北西
5 月	18.3	147.5	1.8	西北西
6 月	22.0	259.0	1.6	西北西
7 月	25.2	363.5	1.4	西北西
8 月	25.9	159.5	1.6	西北西
9 月	22.5	54.5	1.6	西北西
10 月	16.4	131.0	1.3	西北西
11 月	10.9	146.0	1.3	西北西
12 月	5.2	67.0	1.4	西北西
年間	14.7	1818.5	1.7	西北西

※山県市市勢要覧 2010 年版 資料編

(3) 水象

本市の主な河川を以下に示します。本市の河川はいずれも木曾川水系の長良川流域に属し、美山地域を流れる武儀川、高富地域の鳥羽川及び伊自良地域を流れる伊自良川などいくつかの支流があります。武儀川の支流には神崎川、日永谷川、西洞川、エゴ川があり、日永谷川にはさらに出戸川が合流しています。

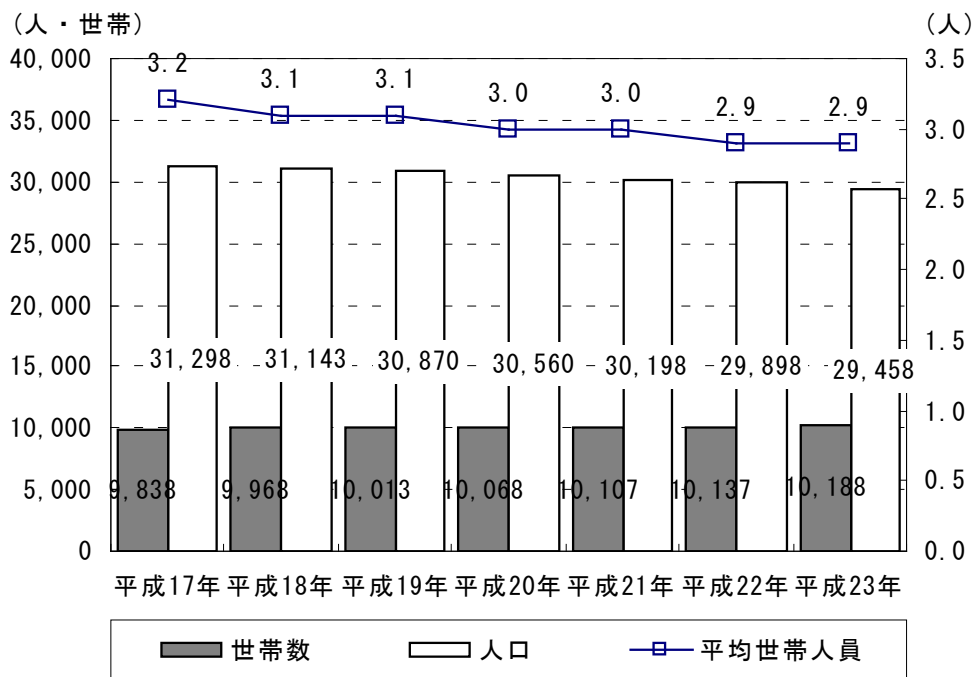
■ 図 0-6 河川概況図



(4) 人口及び世帯数

平成 23 年における人口は 29,458 人であり、世帯数は 10,188 世帯となっています。経年変化をみると、年々人口は減少し、世帯数は増加しているため、平均世帯人員は減少傾向にあります。

■図 0-7 人口及び世帯数の推移



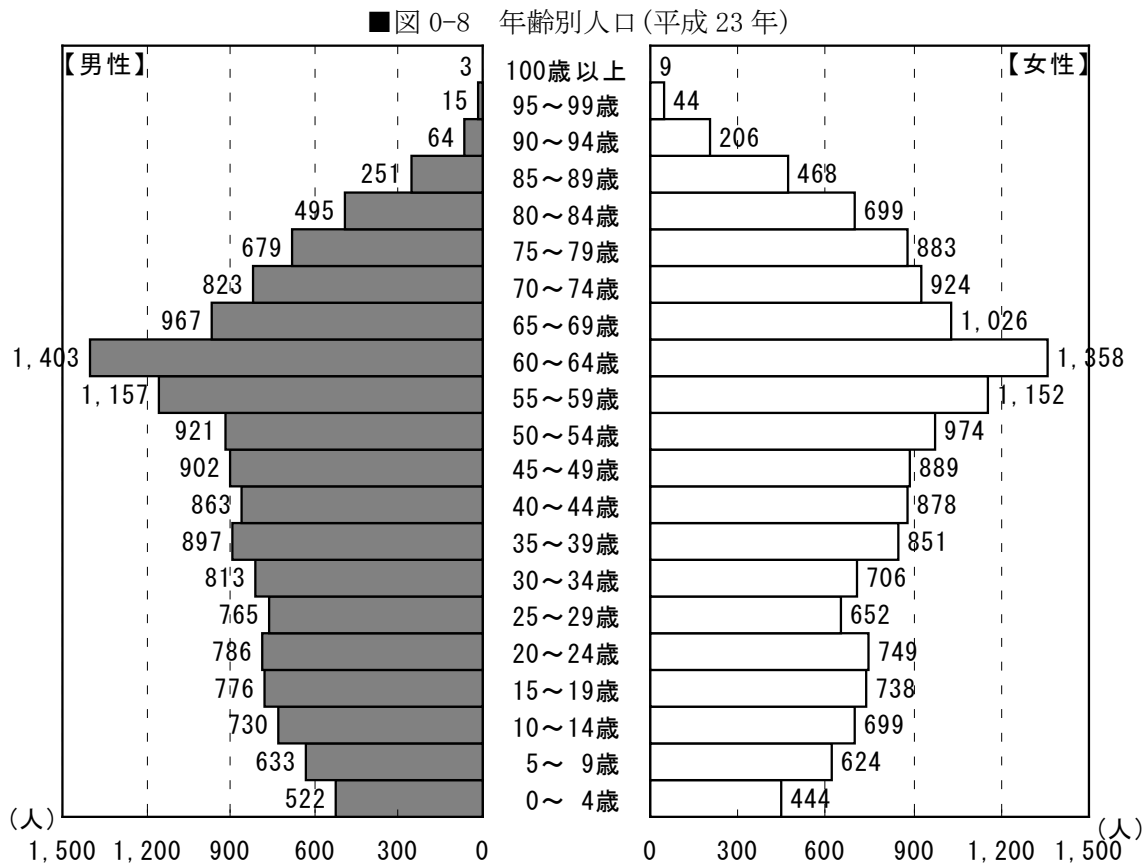
■表 0-2 人口及び世帯数の推移

年／区分	世帯数 (世帯)	総数 (人)		平均世帯 人員 (人)	人口対前年 増加率 (%)	人口密度 (人/k m <sup>2</sup> )	
		男 (人)	女 (人)				
平成17年	9,838	31,298	15,349	15,949	3.2	-	1.4
平成18年	9,968	31,143	15,271	15,872	3.1	1.0	1.4
平成19年	10,013	30,870	15,120	15,750	3.1	1.0	1.4
平成20年	10,068	30,560	14,955	15,605	3.0	1.0	1.4
平成21年	10,107	30,198	14,767	15,431	3.0	1.0	1.4
平成22年	10,137	29,898	14,658	15,240	2.9	1.0	1.3
平成23年	10,188	29,458	14,474	14,984	2.9	0.9	1.3

※各年 4 月 1 日現在  
 ※山県市ホームページ  
 ※住民基本台帳人口

(5) 人口構造

平成 23 年における年齢別 3 区分人口は、男女別にそれぞれ年少人口が 1,885 人、1,767 人、生産年齢人口が 9,283 人、8,947 人、老年人口が 3,297 人、4,259 人となっており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。



■ 表 0-3 年齢別人口 (平成 23 年)

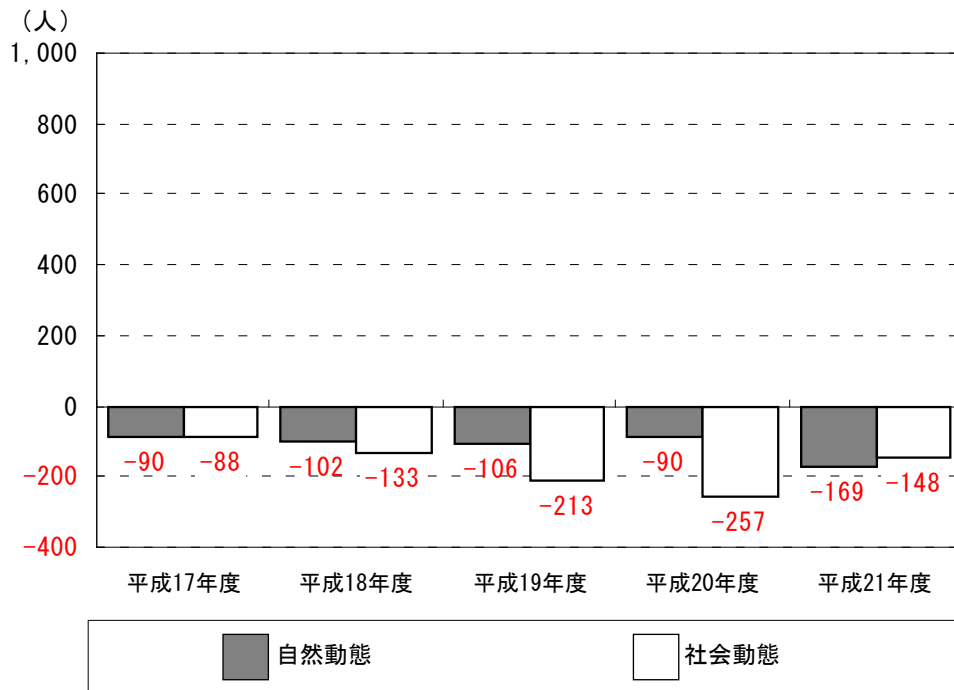
区分	年少人口 (15 歳未満)		生産年齢人口 (15～64 歳)		老年人口 (65 歳以上)		総人口 (人)
	男	女	男	女	男	女	
年齢別人口 (人)	1,885	1,767	9,283	8,947	3,297	4,259	29,438
構成比 (%)	6.4	6.0	31.5	30.4	11.2	14.5	

※4月1日現在  
 ※住民基本台帳  
 ※転出予定者を含みます。

(6) 人口動態

平成 21 年度における自然動態は、出生者数が 162 人であり、死亡者数が 331 人となっています。また、社会動態は、転入者が 858 人であり、転出者が 1,006 人となっています。経年変化で見ると、毎年自然動態、社会動態ともに減少しています。

■ 図 0-9 人口の自然動態・社会動態の推移



■ 表 0-4 人口の自然動態・社会動態の推移

単位：(人)

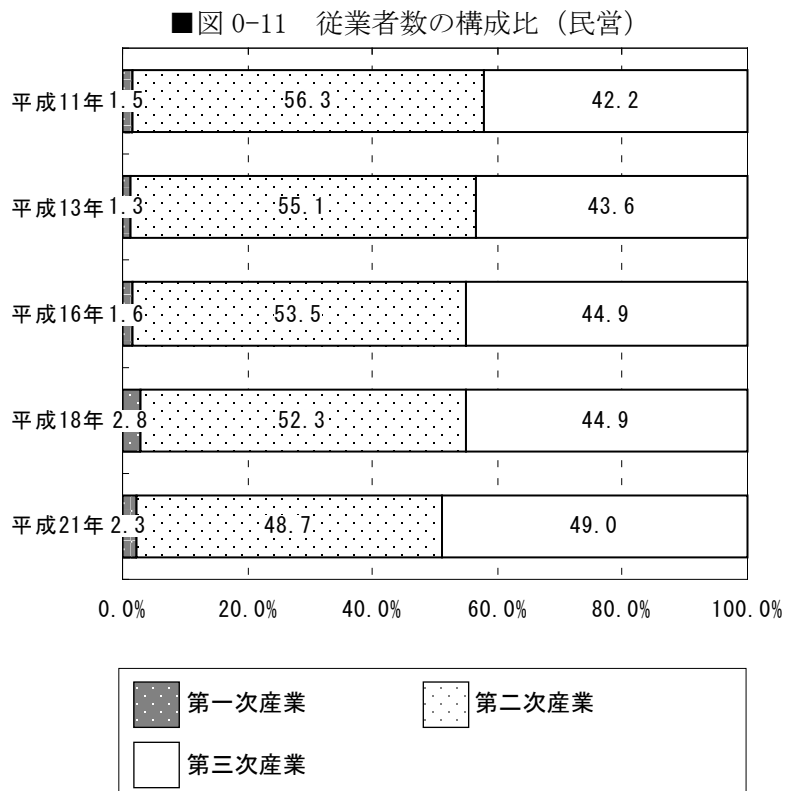
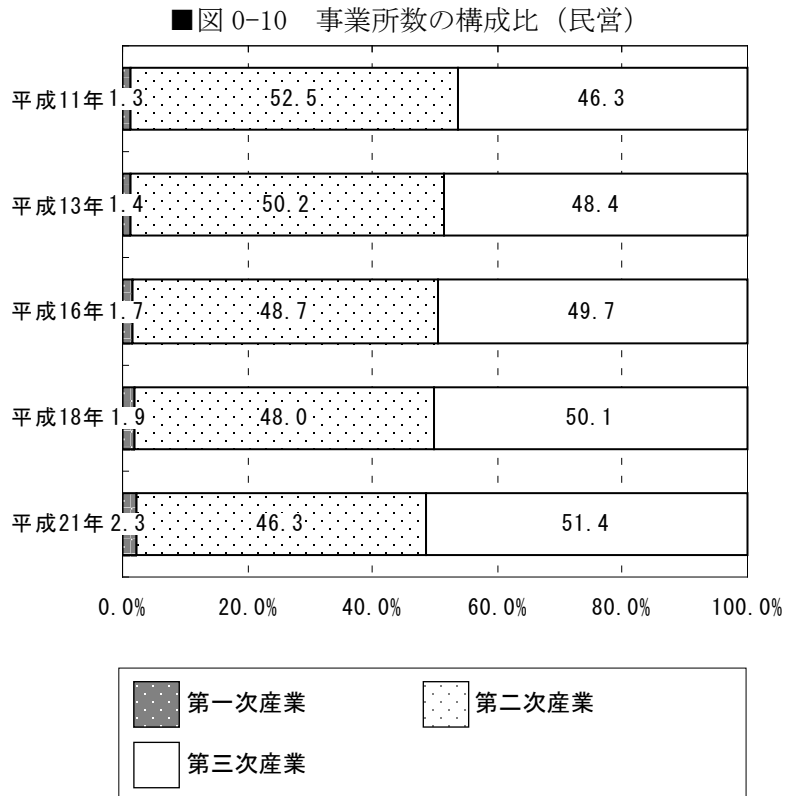
年度/区分	自然動態			社会動態			総増減数
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 17 年度	199	289	-90	933	1,021	-88	-178
平成 18 年度	183	285	-102	966	1,099	-133	-235
平成 19 年度	183	289	-106	868	1,081	-213	-319
平成 20 年度	197	287	-90	883	1,140	-257	-347
平成 21 年度	162	331	-169	858	1,006	-148	-317

※岐阜県人口動態統計調査

※自然動態、社会動態及び人口動態は、当該年 10 月 1 日から次年 9 月 30 日までの動態数

(7) 産業

本市の産業構造を平成11年以降の10年間でみると、建設業と製造業の第二次産業の割合と、卸売小売飲食店とサービス業を主とする第三次産業の割合が逆転し、事業所数及び就業者数ともに第三次産業の増加がみられます。





■表 0-5 事業所数及び従業者数（民営）

年/区分	項目	第一次産業	第二次産業	第三次産業	
平成 11 年	事業所	事業所数(件)	22	910	803
		構成比 (%)	1.3	52.5	46.3
	従業員	従業員数(人)	147	5,649	4,236
		構成比 (%)	1.5	56.3	42.2
平成 13 年	事業所	事業所数(件)	24	847	818
		構成比 (%)	1.4	50.2	48.4
	従業員	従業員数(人)	140	5,768	4,569
		構成比 (%)	1.3	55.1	43.6
平成 16 年	事業所	事業所数(件)	27	789	805
		構成比 (%)	1.7	48.7	49.7
	従業員	従業員数(人)	160	5,389	4,523
		構成比 (%)	1.6	53.5	44.9
平成 18 年	事業所	事業所数(件)	29	726	758
		構成比 (%)	1.9	48.0	50.1
	従業員	従業員数(人)	282	5,251	4,514
		構成比 (%)	2.8	52.3	44.9
平成 21 年	事業所	事業所数(件)	34	700	777
		構成比 (%)	2.3	46.3	51.4
	従業員	従業員数(人)	238	5,031	5,056
		構成比 (%)	2.3	48.7	49.0

※総務省 事業所・企業統計調査

※平成 21 年は経済センサス-基礎調査

※平成 11 年、平成 13 年は旧高富町、伊自良村、美山町の合算値

※平成 13 年、平成 18 年は 10 月 1 日現在、平成 11 年、平成 21 年は 7 月 1 日現在、平成 16 年は 6 月 1 日現在

■表 0-6 事業所数及び従業者数詳細（民営）

区分		事業所数 (件)	従業者数 (人)
第一次	農業, 林業	34	238
	漁業	-	-
第二次	鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	35
	建設業	283	1,070
	製造業	414	3,926
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	情報通信業	3	15
	運輸業, 郵便業	21	336
	卸売業, 小売業	290	1,760
	金融業, 保険業	9	136
	不動産業, 物品賃貸業	16	51
	学術研究, 専門・技術サービス業	29	113
	宿泊業, 飲食サービス業	100	564
	生活関連サービス業, 娯楽業	96	413
	教育, 学習支援業	24	110
	医療, 福祉	59	1,026
	複合サービス事業	14	125
	サービス業 (他に分類されないもの)	116	407
全産業		1,511	10,325

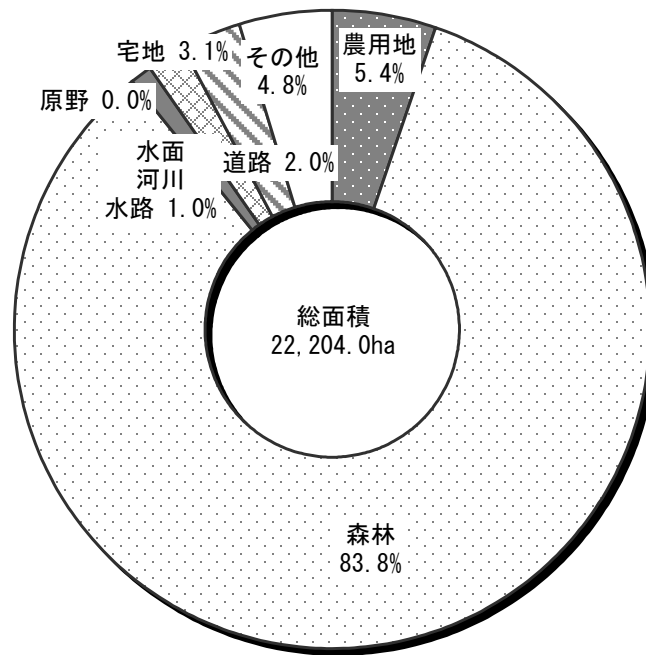
※平成 21 年経済センサス - 基礎調査

※平成 21 年 7 月 1 日現在

(8) 土地利用

本市の土地利用状況をみてみますと、約 84%の 18,607ha が森林となっており、次いで農用地が 1,190ha、うち田が 904ha、宅地は 681ha と全体の約 3%となっています。北部地域は長良川支流の谷間に集落が点在する過疎地域ではありますが、南部においては都市計画地域として住宅が密集し、住宅地としての土地利用が進められています。

■図 0-12 地目別土地面積の状況 (平成 21 年)



■表 0-7 地目別土地面積の推移

単位 : (ha)

年/区分	総面積	農用地	森林	原野	水面河川水路	道路	宅地	その他
平成 15 年	22,204	1,220	18,600	0	252	447	597	1,088
平成 16 年	22,204	1,224	18,602	0	252	447	597	1,082
平成 17 年	22,204	1,209	18,599	0	252	452	603	1,089
平成 18 年	22,204	1,223	18,598	0	252	452	607	1,072
平成 19 年	22,204	1,218	18,598	0	252	450	610	1,076
平成 20 年	22,204	1,205	18,595	0	252	443	612	1,097
平成 21 年	22,204	1,190	18,607	0	221	446	681	1,059

※各年 10 月 1 日現在

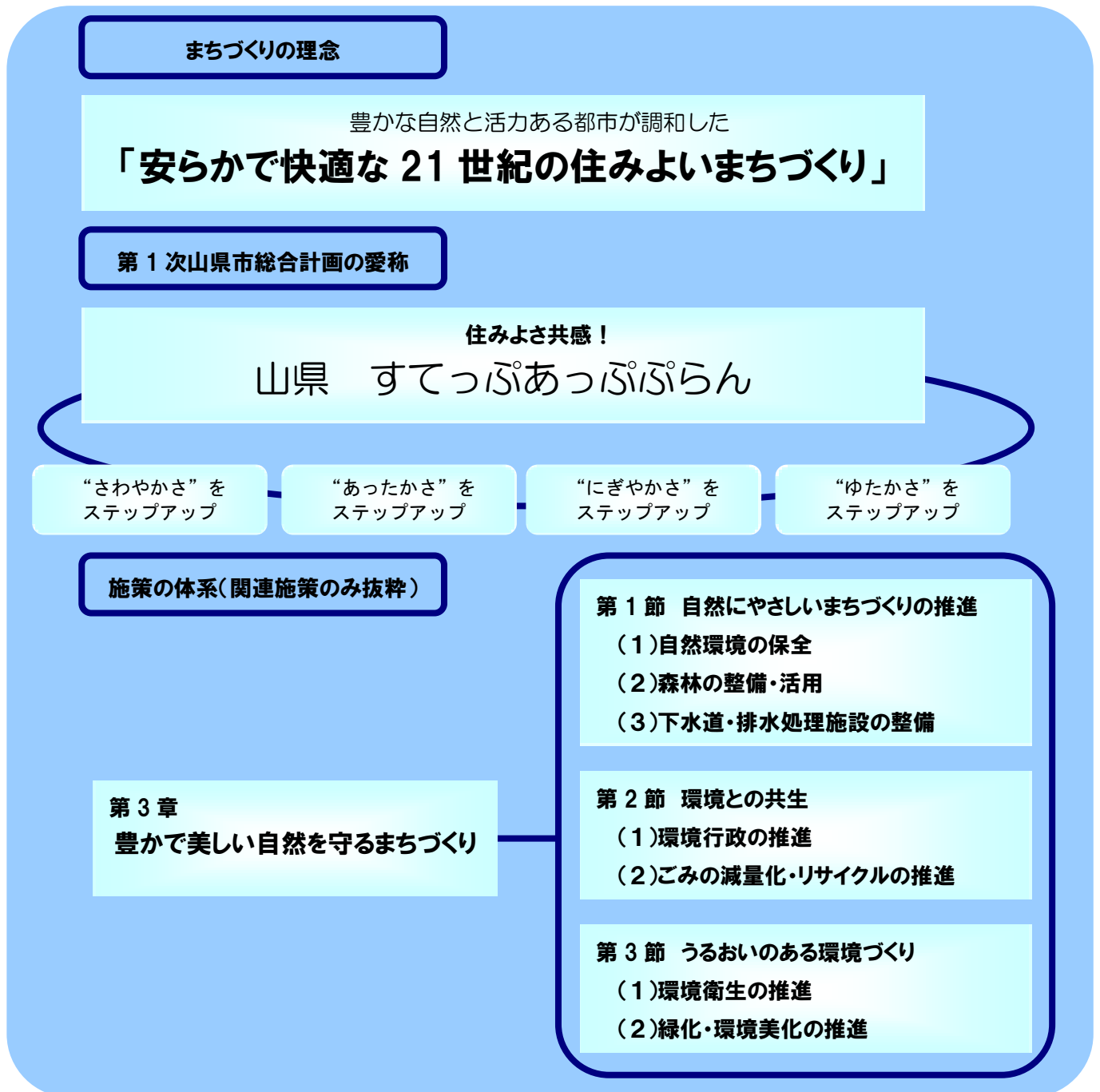
※岐阜県統計課 市町村別、地目別面積

## 2. 関連計画

### (1) 第1次山縣市総合計画

本市では、第1次山縣市総合計画（後期基本計画）を策定し、「豊かな自然と活力ある都市が調和した『安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり』」を基本理念として掲げ、理念に沿った基本構想、基本計画及び各施策の展開が示されています。

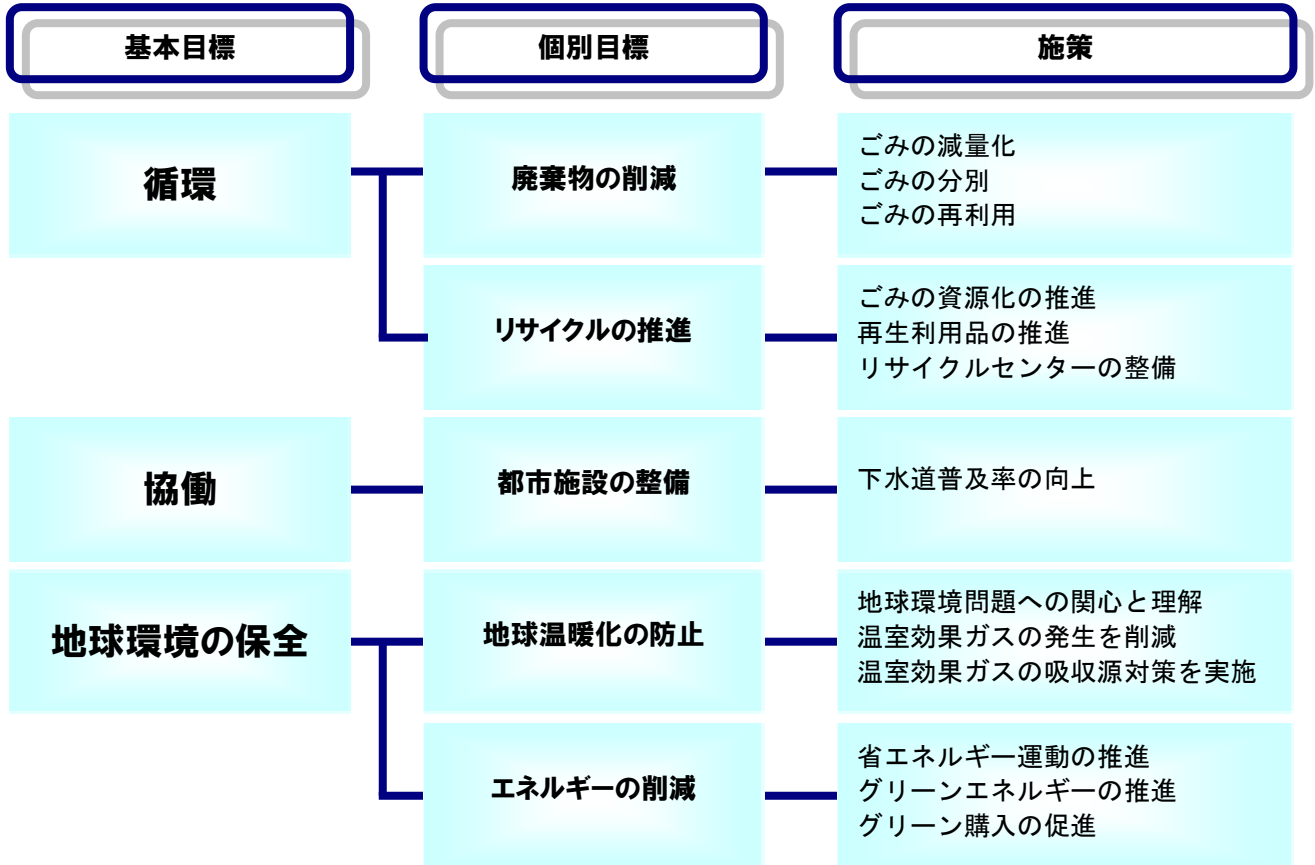
■図0-13 第1次山縣市総合計画（後期基本計画）概要



(2) 山県市環境基本計画

本市では、山県市環境基本計画を策定し、「豊かで美しい自然を守り将来にわたって共有できるまち」を基本理念として掲げており、理念に沿った基本目標及び各施策の展開が示されています。

■図 0-14 山県市環境基本計画の施策の体系（関連施策のみ抜粋）



(3) 山縣市公共下水道事業計画

本市では、高富処理区において、平成 15 年度から整備事業を開始し、平成 30 年 4 月に計画区域である 337ha の全区域供用開始を目指しており、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を目指しています。

■表 0-8 山縣市公共下水道事業計画概要

<p><b>現 状</b> (必要性・緊急性など)</p>	<p>平成 15 年度に認可を受けた第 1 期整備区域の 88ha 整備済み                  平成 19 年度に拡張認可を受けた第 2 期整備区域 152ha の内 131ha 整備済み                  平成 22 年度末で (整備済み A=219ha) / (全体計画 A=337ha) =64.9%整備完了                  平成 23 年度は第 2 期整備区域 11ha (県道関本巣・蛸ヶ丘) の管渠整備と第 3 期整備区域の 97ha の拡張認可事務を行う。                  平成 24 年度は第 2 期整備区域 10ha (双葉台・旭ヶ丘) 管渠整備</p>
<p><b>実施の概要</b> (実現イメージ)</p>	<p>平成 29 年度までに管渠整備完了を目指す。                  処理場建設は全体計画での OD 槽×4 池の内 2 池が完了                  接続率に合わせ残りの 2 池を順次整備予定</p>
<p><b>実行計画</b> (実施スケジュール)</p>	<p>管渠整備を優先して行う。                  前年度に管渠詳細設計、次年度に管渠工事のサイクルで実施する。</p>

(4) 第2次岐阜県廃棄物処理計画(案)

岐阜県は、平成23年度に第2次岐阜県廃棄物処理計画(案)の中で、市町村の役割として、独自の施策と責任を持って減量化や再生利用に努めることや、廃棄物処理施設の安全性等について、県民の理解が得られるよう必要な情報の公開を一層進めることを掲げています。ごみの減量化や資源化等の目標値を設定し、目標達成のための各種の施策の展開が示されています。

■図0-15 第2次岐阜県廃棄物処理計画(案)の基本的な考え方

**【循環型社会の形成】**

循環型社会の形成を図るために

- 3R(リデュース、リユース、リサイクル)による資源の有効利用を進めます。
- 廃棄物の適正処理を進めます。

**【生活環境の保全】**

環境美化の実現を図るために

- 県民総ぐるみによる環境美化運動を推進します。

**【不適正処理対策の推進】**

不法投棄等の不適正処理を撲滅するために

- 廃棄物の不適正処理の監視体制を確保します。
- 地元自治体・警察等との連携を図ります。
- 廃棄物の不適正処理の未然防止及び不適正処理案件の早期発見・早期措置に努めます。

■表0-9 第2次岐阜県廃棄物処理計画(案)の目標

項目	目標年度	目標
(ア) 排出量	平成28年度	平成21年度実績から5%削減
	平成33年度	平成21年度実績から10%削減
(イ) 再生利用量	平成28年度	再生利用率を25%に向上
	平成33年度	再生利用率を26%に向上
(ウ) 最終処分量	平成28年度	最終処分量を平成21年度実績から19%削減
	平成33年度	最終処分量を平成21年度実績から32%削減